

2019年度 事業報告書

特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ

1 事業の成果

2019年度は、引き続き、ビルマ(ミャンマー)、タイ、カンボジア、中国をはじめとするアジア地域の人権状況の調査・アドボカシー活動(人権活動家・表現の自由の侵害、ビジネスと人権、女性と子どもの人権等の分野)に関する調査・アドボカシー活動を行い、ミャンマーにおける教育支援を実施した。ニューヨークの国連総会・安保理、ジュネーブでの国連人権理事会に対するアドボカシーを続け、女性の権利や紛争・武器と人権、ICC等、グローバル・キャンペーンを引き続き行った。

日本国内では、刑法性犯罪規定の改正を高める署名活動やメディア等を通じたアウトリーチが世論喚起につながり、法務省の有識者検討会の設置につながったほか、AV出演強要問題の解決を求めるアドボカシーも継続した。オリンピック建設現場の労働環境調査、ビジネスと人権に関する事実調査のフォローアップ、産業別での企業へのエンゲージメント、ESG投資への働きかけを行った。このほか、言論・表現の自由、外国人の権利等の国内の人権課題に取り組み、東日本大震災被災地の法律相談を引き続き行った。日本国内での次世代育成のため人権教育・啓発活動も行った。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 18,012 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
国際支援事業	<p><人権侵害事実調査・公表プロジェクト></p> <p>引き続き、人権状況が懸念されるビルマ、カンボジア、タイ、中国、香港等、アジア地域における人権状況に関する事実調査・情報収集と報告書等の公表、政府機関・国連等への提言・ロビー活動等を行った。</p> <p>ビジネスと人権に関連する現地からの情報収集とネットワーキング、調査を継続した。</p>	通年	<p>日本、ビルマ、中国等</p> <p>ニューヨーク・ジュネーブ</p>	50名	ビルマ、中国、カンボジア、タイ、等当該市民一般	無数	1,758

<p>国際支援事業</p>	<p><女性の人権プロジェクト> 引き続き、#MeToo 運動を応援して、国内で様々なイベントを開催し、メディアにアウトリーチをして意識・世論喚起に務めたほか、他団体と共同でオンライン署名で刑法性犯罪規定の改正を求め、法務省の有識者検討会議の設置などを求め、日本における性被害根絶のための政策提言を行った。引き続き日本の AV 出演強要被害根絶のための政策提言、ロビー活動、啓発活動を行った。女性の人権活動家の迫害に対し声明を出すなどの支援を行った。</p>	<p>通年</p>	<p>日本、ニューヨーク</p>	<p>35 名</p>	<p>日本、アジア、中東等の女性一般。</p>	<p>無数</p>	<p>1,836</p>
<p>国際支援事業</p>	<p><子どもの人権プロジェクト> 米国連邦修 9 条類似の学校教育における性差別禁止を求める政策提言のための調査活動を行った。また、SDGs16-2 ゴール実施の促進に関する活動を行い、福島第一原発事故の後の子どもの健康に対する権利問題への取り組みを継続した。ミャンマー、イラクなど海外の子どもの権利侵害についてモニタリングとアドボカシーを継続した。</p>	<p>通年</p>	<p>日本等</p>	<p>30 名</p>	<p>日本、ミャンマー、イラク等の子ども</p>	<p>無数</p>	<p>1,972</p>

国際支援事業	<p><海外人権教育プロジェクト></p> <p>ビルマ国内で、弁護士会等と連携し、弁護士、学生などを対象とする人権教育を実施した。カチン民族、ロヒンギャ住民を訪問してニーズ調査を行い、迫害を受ける少数民族への教育の充実のための協議を行った。</p>	通年	日本、ビルマ、タイ、カンボジア、中国等	25名	ビルマ、タイ、カンボジア、中国等市民・法律家・学生	直接的には約100人。波及効果としては無数。	3,073
人権の促進保護のための調査・研究提言・普及事業	<p><人権政策提言プロジェクト></p> <p>日本の人権状況について、国際基準・各種国連勧告に従い改善されるよう政策提言・アドボカシー等を行い、外交・援助政策において人権が主流化されるよう政策提言を続けた。</p> <p>オリンピック関連施設建設現場の労働者の権利の実態について現場調査を行い、労働者の人権に関する調査報告書を公表、組織委員会に対し、調達コードに係る通報受付窓口への通報を行った。外国人の権利、言論・表現の自由等の課題について、引き続き活動を進めた。被災地での法律相談を継続した。</p> <p>ビジネスに関連する人権問題については、商社の人権方針・人権デューデリジェンスに関する取</p>	通年	日本	30名	日本、アジア諸国等の市民	無数	4,383

	<p>組みのアンケートやアパレル企業の取組に関するセミナーの開催、食品産業への対応、技能実習生問題への取組を通じ、企業への働きかけを強化した。また、日本政府と企業、投資家等に対し、国連ビジネスと人権指導原則に即した人権尊重・保護を実施するよう働きかけ、ダイアログを強化した。</p>						
<p>人権の促進保護のための調査・研究提言・普及事業</p>	<p><国連・国際人権基準の調査・アドボカシープロジェクト></p> <p>ジュネーブの国連人権理事会の会合や条約機関会合に参加して、アジア地域等の人権課題に関する討議に参加し、情報提供・政策提言・アドボカシー活動を展開した。</p> <p>ニューヨークでは他団体と連携し、国連総会、安保理等で、人道的軍縮の課題や人道危機状況への対応等、グローバル課題に対し、アドボカシー活動を推進した。</p>	<p>通年</p>	<p>東京、ニューヨーク、ジュネーブ等</p>	<p>20名</p>	<p>日本の市民一般</p>	<p>無数</p>	<p>3,300</p>
<p>人権の促進保護のための調査・研究提言・普及事業</p>	<p><国内情報提供プロジェクト></p> <p>アジア地域、日本、そして世界の人権侵害の状況と当団体の政策提言についてウェブサイト、メディア、ニュースレター等により情報提供を行う。ま</p>	<p>通年</p>	<p>東京、ジュネーブ等</p>	<p>600名</p>	<p>日本の市民一般</p>	<p>無数</p>	<p>1,690</p>

	<p>た、シンポジウム、トークイベント、報告会等の開催、出版などを通じた啓発活動を行った。</p> <p>国際人権アカデミーなどの開催を通じ、様々なレベルで人権にかかわる普及啓発を行い、国際人権基準の普及に努めた。</p> <p>さらに、中高生向け人権教育の事業やユースフェスティバルの実施、世界子どもの日映像スピーチコンテストの開催、中高生のための人権教育教材の普及等を通じ、次世代への人権普及啓発活動を強化した。</p> <p>書籍、グッズ販売を人権啓発活動の一環として行った。</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

本年度は、その他事業は実施せず、上記記載のとおり、人権啓発活動の一環としての書籍、グッズ販売を行った。